

厚生労働大臣

福岡資麿様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和6年11月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井	伸治
鳥取県議会議長	浜崎	晋一
鳥取県市長会長	深澤	義彦
鳥取県市議会議長会長	永井	章人
鳥取県町村会長	吉田	英彦
鳥取県町村議会議長会長	山根	政彦

介護人材確保等の対策について

《提案・要望の内容》

- 介護人材の安定的確保が喫緊の課題である中、介護分野の平均賃金は、全産業の平均賃金に比べ未だに大きな格差があり、介護職員の増加にとって大きな足かせになっている。近年の光熱水費、食糧費等の物価高騰の影響や他産業との賃金格差、民間企業において行われている賃金のベースアップも考慮し、事業所の規模、職種に関わらず職員の処遇の改善につながるよう、介護報酬の見直しを含めた制度設計を強力に進めること。
- 令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている過疎地域の訪問介護サービス事業所に対して重点的な支援を行うこと。
- 介護現場の生産性の向上と働きやすい職場環境を実現し、今後も継続していくため、ICT機器等の導入助成だけでなくランニングコスト及びシステム更新を含めた財政支援を行うこと。

(1) 介護職員を取り巻く現状

1 介護報酬改定について

介護報酬改定は、3年に一度「介護事業経営実態調査」に基づく収支差率等をもとに介護サービスの種類ごとに行われる。今回の令和6年度介護報酬改定では、当該調査結果（令和4年度の経営実態について令和5年5月に調査実施、11月に公表）に基づき算定され、全体で+1.59%の引き上げを政府が決定（前回令和3年度改定率は0.70%）。

今回改定は、平成29年度改定+3.0%に次いで過去2番目となる高水準であり、職員の処遇についても一定の改善が見込まれるが、近年の光熱水費、食糧費等の物価高騰の影響や、民間企業で広く実施されている賃金のベースアップなどが十分に反映されないことから、介護職員と全産業の賃金格差がさらに拡大する懸念がある。

※令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省）による平均賃上率は3.6%であり、令和6年も引き続き高い水準での賃上げが予想される。

2 介護職員平均給与額と全産業平均給与額の比較

介護職員の平均月給（R4年度 29.3万円）は、依然として全産業界の平均（同年 36.1万円）に比べ大きな格差があり、十分ではない。

		平均年齢（歳）	勤続年数（年）	賞与込み給与（万円）
産業別	産業計	42.6	10.4	36.1
職業別	介護職員	44.3	7.4	29.3

（約8割）

※出典：令和4年賃金構造基本統計調査から厚生労働省が作成。

※介護職員は、訪問介護従事者と介護職員（医療・福祉施設等）の平均

(2) 中山間地域における介護サービス継続に向けた支援について

1 課題・背景

○令和6年度介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬は次のとおり減額されている。

区分	改定前 → 改定後
身体介護（30分以上1時間未満の場合）	396単位 → 387単位（2.27%減）
生活援助（45分以上の場合）	225単位 → 220単位（2.22%減）
通院等乗降介助	99単位 → 97単位（2.02%減）

○過疎地域における事業所では、利用者が点在しているために移動コスト等の負担が嵩む一方、採算に合う利用者数を安定的に確保することが困難であるため、経営的に非常に厳しい状況。

○県内には1市町村に1訪問介護事業所といった市町村も複数存在する。こうした市町村で事業所が休廃止されれば、その地域の住民にとって在宅でケアを受けながら暮らす選択肢はなくなり、在宅ケアを基本とする地域包括ケアの推進にとって深刻な事態が生じる。

○新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で、全国の通所介護等サービスの休業が相次ぐ中、在宅生活を支えたのは訪問介護であり、その重要性が再認識されたところ。

○現在、中山間地域に対する施策として、人員基準の緩和や、報酬評価としての加算が行われているが、それだけでは過疎地域での訪問介護事業の維持は困難。

※基準該当訪問介護サービス

地域のサービスの不足等により保険者が認める場合に、指定基準を満たしていなくても「基準該当サービス」としてサービス提供が可能。通常、常勤換算2.5名の訪問介護員配置基準が、基準該当サービスでは3名の配置が良い。

※各種加算

特別地域加算(離島・豪雪地帯等)15/100、中山間地域等における小規模事業所加算10/100、中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 5/100

- 令和元年度に日南町(全部過疎地域)が経営の厳しい訪問・通所介護事業所の支援を、令和3年度から鳥取県も単県の訪問介護サービス緊急支援事業を実施しているが、過疎地域における持続可能なサービス提供については全都道府県に共通する介護保険の制度設計に関わるものとして、国において十分な支援が行われるべきものである。

(3) 介護現場の生産性向上への支援について

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するための生産性向上推進体制加算が新設された。

当該加算の取得に当たって、小規模な事業者においては脆弱な事務体制であり事務負担(会議の開催やデータ収集整理等)と加算(100単位/月)を比較考慮して、あえて加算を取得しない場合があることから、その結果ランニングコスト等の財政支援に繋がらないことが懸念される。

1 鳥取県介護テクノロジー定着支援事業 (ICT等の導入支援) について

- ① 実施主体：各介護事業所
- ② 対象経費：介護ソフト、タブレット端末(介護ソフトを使用するための端末)、通信機器の整備、保守経費、バックオフィス業務(勤怠管理、シフト表作成等)の効率化を図るためのソフトウェア等
- ③ 補助率：事業所1/4、県3/4(財源内訳：県1/5、国4/5)
- ④ 補助上限額：事業所の職員数に応じて100万円から260万円までの範囲の額

※ICT等の導入支援は、原則として1事業所につき1回。なお、補助上限額の範囲内であれば2回目以降の補助も可能とされているが、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

2 ICT等のランニングコスト及び更新費用について

- ① 更新費用が必要となる例
県内で多く採用されている介護ソフト「ワイズマン」及び「ほのぼの」のいずれも導入時に5年間の使用権を購入するため、5年毎に更新料が発生する。(例：70名定員の入居施設の場合、更新料は約120万円、1年平均24万円)
なお、介護ソフトは介護保険制度と連動しているため、制度改正の都度、システム更新が必要となり、5年毎の更新が必要となる。
- ② ランニングコストが必要となる例
県内の複数施設で導入されている見守りシステム「ライブコネクト」について、導入時の機器購入費以外に4G回線通信料(月額)として2,000円/1台が必要となる。(例：70名定員の入居施設の場合、毎月14万円、年間168万円)Wi-Fiでも利用可能だが、各部屋にルーターの設置が必要であることや、通信環境が不安定な場合があることなどを理由としてメーカーが4G回線の利用を推奨している。(県内の導入施設は全て4G回線を使用)
また、事業所が補助金等を活用せずに介護ロボット、ICT機器をリース契約等した場合に、リース月額料金がランニングコストとして発生する。

3 生産性向上推進体制加算について(加算の要件)

- ① 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月
 - ・利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じること。
 - ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うこと。
 - ・1年毎に業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
- ② 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 100単位/月
 - ・①の要件を満たし、①で提出したデータにより業務改善の取組成果が確認されていること。
 - ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
 - ・1年毎に業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

民生委員・児童委員のなり手確保の推進について

《提案・要望の内容》

- 令和7年度の民生委員・児童委員の一斉改選に向け、民生委員・児童委員のなり手確保について国として積極的な取組を行うこと。
- 具体的な取組として、就労している者が委員を受託しやすいよう、委員の就労先へ委員に委嘱された旨の通知及び委員活動への配慮・協力依頼を、厚生労働大臣名で行うこと。

- 様々な問題を抱える人と関わりを持つ職務としての難しさや求められることの多さから来る負担感の増大、働き方等の社会状況の変化、更には委員自身の高齢化等により、民生委員・児童委員のなり手不足は全国的な課題となっており、国において積極的な取組を行うことが必要。

※全国的な充足率は減少傾向であるが、本県では全国充足率を上回り、概ね横ばいで推移している。

改選年度	鳥取県			全国
	定数	委員数	充足率	充足率
平成25年度	1,684	1,662	98.7%	97.1%
平成28年度	1,688	1,634	96.8%	96.3%
令和元年度※	1,173	1,137	96.9%	95.2%
令和4年度※	1,186	1,139	96.0%	93.7%

※令和元年度以降、中核市となった鳥取市は含まない

＜参考：鳥取県のなり手不足解消に向けた取組＞

民生委員・児童委員から、住民から求められる行政へ提出する証明業務について負担が大きいとの意見があったことから、平成28年度に実態調査を実施した上で市町村に見直しを求めた。令和6年度も同様の調査を実施し、必要に応じて見直しをする予定。

- 定年延長により、就労しながら民生委員・児童委員の活動を行う委員が増加していること、現に就労している方が新たに民生委員・児童委員を受託しやすくするためには、就労先の理解・協力が必要であることから、就労先の代表者宛てに、委員活動への配慮、協力への依頼について文書で行うことが有用。
 - 現状、就労者の委員選任に伴う提出書類で、「所属長等の承諾、活動時間の確保を証する書類」は、推薦を受けた候補者自身で用意しているが、さらに、委員が委嘱を受けると、委員自身が就労先に委嘱状を見せて口頭で報告し、委員活動を行っている。
 - 就労先の代表者宛てに委員活動への配慮、協力への依頼をすることについて、一部自治体では独自に首長名で行っているが、委嘱をする厚生労働大臣名で行うことが依頼先に与える効果を考えても適切と考える。また現在、委嘱を大臣名で行っているのと同様に協力依頼についても大臣名で自治体が行う方式も考えられる。
- 民生委員・児童委員の精神的負担の軽減を図るとともに、民生委員・児童委員の活動について正しい理解を広め、なり手確保の観点でも積極的な広報を行うこと。
 - 政府広報の記載には民生委員・児童委員の選任要件として「ボランティア活動への理解と熱意」が必要であるとの記載があるが、この説明だけでは、本来求められる役割以上の自発的な意識が必要であるような、精神的な負担感を感じさせ、なり手の嫌厭に繋がる懸念される。
 - 民生委員・児童委員の活動上の原則（住民性、継続性、包括・総合性）は一般的な市民ボランティアとは異なるものと考えられることから、ボランティアという表現ではなく、民生委員・児童委員は「身近な相談相手」や「良き隣人」であり、住民のくらしの中での日常的な困りごとに耳を傾け、行政や専門職等への「つなぎ役」であることなど、だれにでも普遍的に正しい理解が伝わる表現として、活動内容をより広く知っていただくことが必要である。

○民生委員法

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

○「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通達）

第2委嘱に関する事項 3 委嘱方法

- (1) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員に推せんすべき者を決定したときは、すみやかに厚生大臣に推せんすること。
- (2) 民生委員・児童委員は、厚生大臣から委嘱せられ、様式第1号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長において行なうこと。また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員の担当区域を定め、様式第2条による辞令を交付すること。

旧朝鮮半島出身労働者の遺骨収集について

《提案・要望の内容》

○旧岩美鉱山における旧朝鮮半島出身労働者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。

- ※ 1943年（昭和18年）9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（所在地：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。その際、堰堤直下にあった旧朝鮮半島出身労働者の宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。
- ※ この事故により、旧朝鮮半島出身労働者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧朝鮮半島出身労働者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。
- ※ 旧朝鮮半島出身労働者の遺骨については、国において、2005（平成17）年から所在の情報収集と実地調査が実施され、韓国政府に情報提供されたところ。
- ※ また、我が国の戦没者の遺骨収集に関しては「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が2016（平成28）年4月1日に施行され、戦没者の遺骨収集を国の責務と明確にしたところであり、旧朝鮮半島出身労働者についても対象とし、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還に取り組みれるよう要望。

<参考>

○鳥取大地震発生後現地写真



朝鮮人長屋付近



現 第1県営ダム・供養塔付近